

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第22号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年11月21日 09時30分ごろ	
発生場所	長崎県雲仙市多比良港 国見多比良港北防波堤灯台から真方位205° 340m付近（概位 北緯32° 52.48′ 東経130° 18.63′）	
事故等調査の経過	平成22年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第三新栄丸、497トン	
船舶番号、船舶所有者等	135115、有限会社島崎海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	シューピース曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3.8m、船尾約4.9mの喫水で、長崎県雲仙市多比良港において、2～3ノットの速力で船首を南西方に向けて着岸作業中、平成21年11月21日09時30分ごろ、船尾付近が海底に接触した。</p> <p>本船は、機関を停止して各部を点検したが、異常がなかったのでそのまま接岸して揚荷役を行い、次港へ向け出港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s</p> <p>海象：潮汐 上げ潮末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、多比良港内の岸壁に着岸する際、港内の水深を把握していなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、多比良港内の岸壁に着岸する際、港内の水深を把握していなかったため、海底に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	